

ビジネストラックの手続きについて (シンガポール・韓国・ベトナム・中国)

直近の変更点

<12月23日>

- ・利用可能空港について追記（P. 2）
- ・韓国へ渡航する際に必要な検査証明について修正（P.24）

<12月28日>

- ・入国者専用車両（成田空港～上野間）について追記（P. 4・5）

令和 2 年12月28日

内閣官房
出入国在留管理庁
外務省
厚生労働省
経済産業省
国土交通省

※最新の情報は、外務省HPをご確認ください。

1. 制度の概要

2. 必要書類等

3. 留意事項等

ビジネストラックの概要①

- 「誓約書」や「本邦活動計画書」の提出等の条件の下、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅等待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となる（行動制限が一部緩和される）ものです。
- 現在、**シンガポール（9月18日～）、韓国（10月8日～）、ベトナム（11月1日～）及び中国（11月30日～）**との間で開始されています。
- ビジネストラックを利用した日本への渡航については、P.4 をご覧ください。
- ビジネストラックを利用した相手国への渡航については、相手国毎に求められる措置が異なりますので、詳細は以下をご確認下さい。

シンガポール：シンガポール政府「SafeTravel」サイト <https://safetravel.ica.gov.sg/japan/rgl/requirements-and-process>

韓国：駐日韓国大使館ホームページ http://overseas.mofa.go.kr/jp-ja/brd/m_1068/list.do

ベトナム：在ベトナム日本大使館ホームページ https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20200731nyuukoku.html

中国：駐日中国大使館ホームページ <http://www.china-embassy.or.jp/jpn/>

※ベトナムにおいては、滞在期間中2日に1回、ベトナム出国1日前に検査が必要となることに注意してください。

※中国においては、中国入国後14日目に検査が必要になることに注意してください。

※必要な検査証明についてはP.23をご覧ください。

- 成田、羽田、関西、中部、福岡、新千歳空港の6空港での受入れとなります。ただし、シンガポールとのビジネストラックの利用は、現在、成田、羽田、関西、中部、福岡空港の5空港に限定されております。

※新千歳空港については、現在、国際定期旅客便の到着はありません。

ビジネストラックの概要②

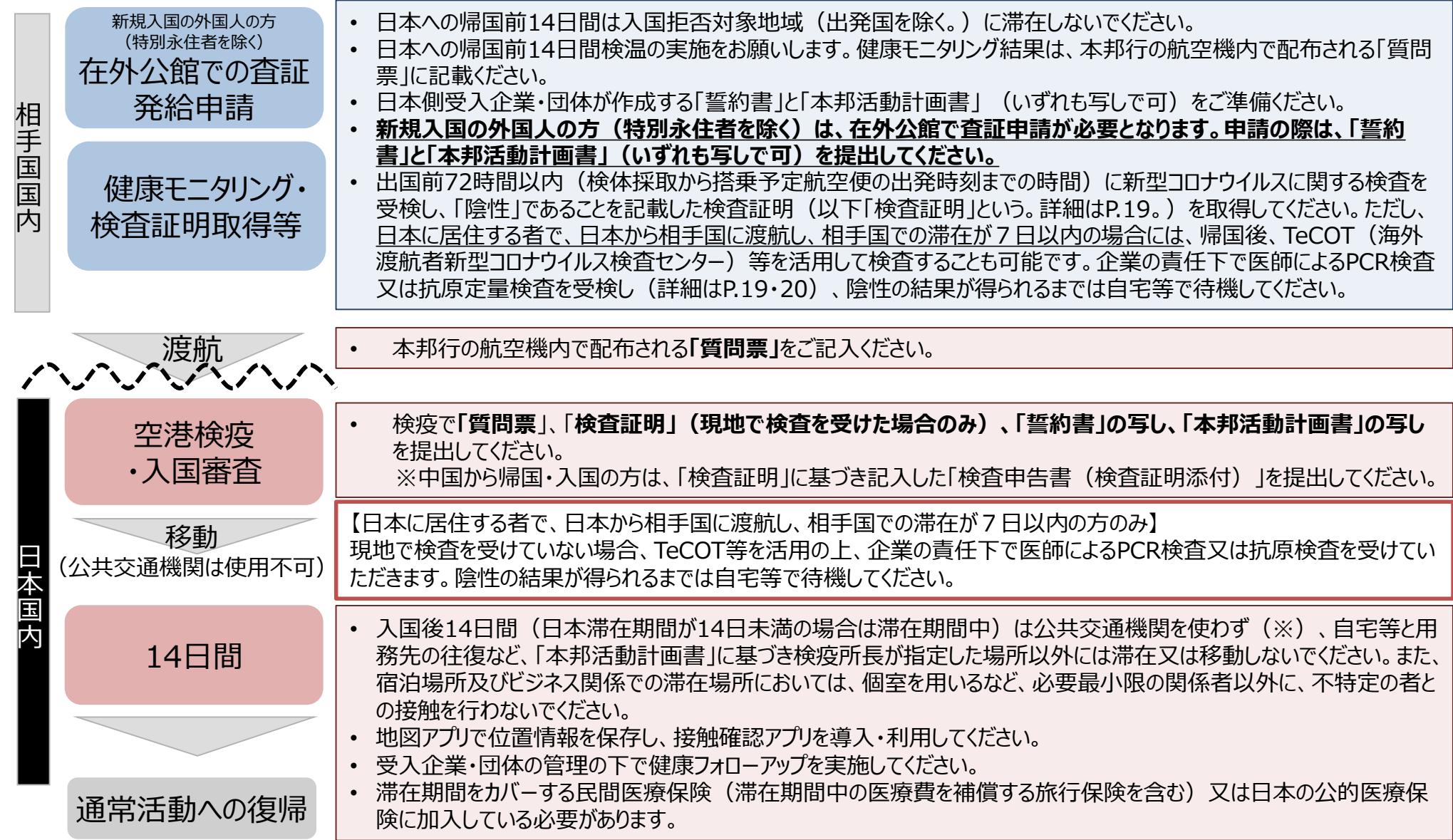
- 日本に居住する日本国籍者及び相手国に居住する相手国国籍者並びに、国籍を問わず、日本又は相手国に長期滞在パス（日本の場合は在留資格）を得て居住する者が対象です（日本からベトナムへの渡航の場合はベトナム国籍者を除く）。詳細は以下をご覧ください。

	相手国→日本（新規入国の場合）	日本→相手国
シンガポール	訪日目的が短期商用又は公務で、日本での滞在日数が30日以内の方	短期ビジネス目的又は外交・公務目的（日本政府発行の外交旅券又は公用旅券所持者のみ）で、滞在期間が30日以内の方 （※）日本人は査証申請不要
韓国	訪日目的が短期商用、就労・長期滞在（「経営・管理」、「企業内転勤」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能実習」、「特定技能」、「高度専門職」、「特定活動（起業）」）又は外交・公用の方	重要なビジネス上の目的（短期訪問（C-3）、短期就業（C-4）、駐在（D-7）、企業投資（D-8））、外交（A-1）、公務（A-2）の方
ベトナム	訪日目的が短期商用、就労・長期滞在（「経営・管理」、「企業内転勤」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能実習」、「特定技能」、「高度専門職」、「特定活動（起業、EPA看護師・介護福祉士、EPA看護師・介護福祉士候補者）」）又は外交・公用の方	投資、貿易、高技能労働者、企業管理者、外交、公務の目的でベトナムへの入国を希望する方及びその家族で、滞在期間が14日以内の方
中国	訪日目的が短期商用、就労・長期滞在（「経営・管理」、「企業内転勤」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能実習」、「特定技能」、「高度専門職」、「特定活動」、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「興行」、「技能」、「研修」）	経済貿易、科学技術、文化、教育、スポーツ等の各分野で、中国に渡航する必要がある者及びその家族

※再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を得て出国した方は、在留資格を問わず、ビジネストラックを利用した日本への再入国が可能となっています。

非入国拒否対象地域からビジネストラックを利用して日本に渡航する場合のフロー

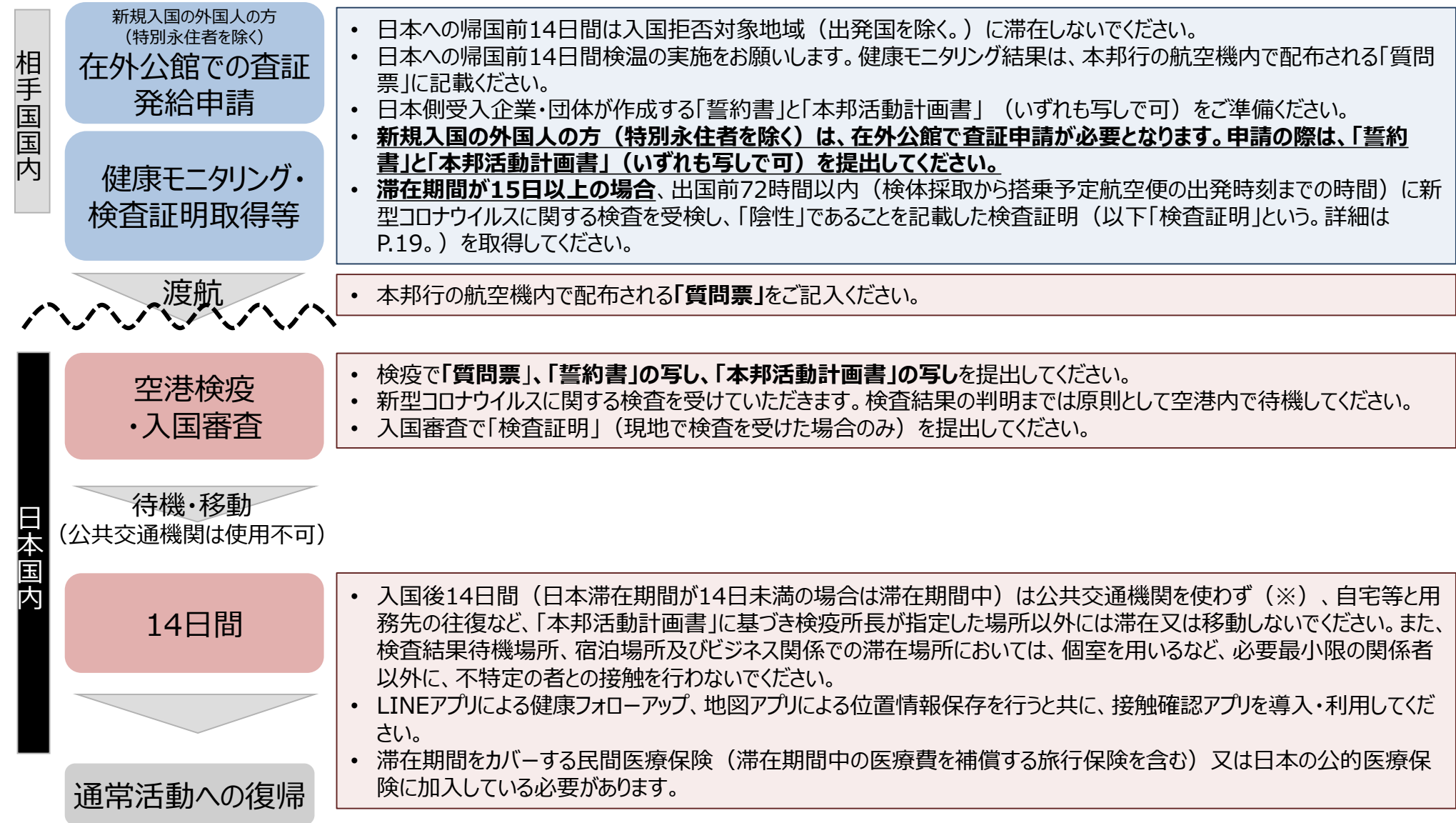
(注) 該当国：シンガポール、韓国、ベトナム、中国



※東京空港交通が運行する入国者専用バス (行先ホテルの宿泊者向け) 及び京成電鉄が運行する入国者専用車両 (成田空港～上野間) のご利用が可能です。詳しくは[東京空港交通のHP](#)、[京成電鉄のHP](#)をご覧ください。

入国拒否対象地域からビジネストラックを利用して日本に渡航する場合のフロー

(注) 現時点では該当国なし



※東京空港交通が運行する入国者専用バス（行先ホテルの宿泊者向け）及び京成電鉄が運行する入国者専用車両（成田空港～上野間）のご利用が可能です。詳しくは[東京空港交通のHP](#)、[京成電鉄のHP](#)をご覧ください。

5

1. 制度の概要

2. **必要書類等**

3. 留意事項等

必要な書類等（非入国拒否対象地域からビジネストラックを利用して日本に渡航する場合）

- ✓ **質問票**（機内で記入、検疫で提出） ⇒詳細はP. 9・10へ
- ✓ **誓約書**（受入企業・団体が作成・保管、検疫で写しを提出） ⇒詳細はP.11へ
- ✓ **本邦活動計画書**（受入企業・団体が作成・保管、検疫で写しを提出） ⇒詳細はP.12へ
- ✓ **スマートフォン** ⇒詳細はP.13～18へ
- ✓ **検査証明**（現地で検査証明を取得する場合、検疫で提出） ⇒詳細はP.19へ
- ✓ **滞在期間をカバーする民間医療保険**（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む）又は日本の
公的医療保険に加入していることを示す書類 ⇒詳細はP.26へ

※上記のほか、渡航先への出国にあたっては、別途、当該渡航先国・地域が定めるものを用意する必要がありますので、各国の在京大使館・領事館及び各国に所在する我が方大使館のHP等をご確認ください。

※渡航先への出国前の検査証明取得に際しては、TeCOT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）もご利用いただけます。詳細はP.21 をご覧ください。

必要な書類等（入国拒否対象地域からビジネストラックを利用して日本に渡航する場合）

（注）現時点では該当国なし

- ✓ **質問票**（機内で記入、検疫で提出） ⇒詳細はP.9・10へ
- ✓ **誓約書**（受入企業・団体が作成・保管、検疫で写しを提出） ⇒詳細はP.11へ
- ✓ **本邦活動計画書**（受入企業・団体が作成・保管、検疫で写しを提出） ⇒詳細はP.12へ
- ✓ **スマートフォン** ⇒詳細はP.13～18へ
- ✓ **検査証明**（出発地での滞在期間が15日以上の場合、検疫で提示、入国審査で提出） ⇒詳細はP.19へ
- ✓ **滞在期間をカバーする民間医療保険**（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む）又は日本の
公的医療保険に加入していることを示す書類 ⇒詳細はP.26へ

※上記のほか、渡航先への出国にあたっては、別途、当該渡航先国・地域が定めるものを用意する必要がありますので、各国の在京大使館・領事館及び各国に所在する我が方大使館のHP等をご確認ください。

※渡航先への出国前の検査証明取得に際しては、TeCOT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）もご利用いただけます。詳細はP.21 をご覧ください。

I-① 質問票（国内電話番号をお持ちかつ日本語対応可能な方の場合）

質問票の記入例※機内で記入いただきます

健康フォローアップまでのイメージ

① 該当する場合、Yと記入し、滞在地を○で囲みます。

② 本人の情報を記入いただきます。

③ 受入企業・団体又は本人の滞在先の住所、LINEの友達登録等を行う本人の電話番号、受入責任者又は本人のメールアドレスを記入していただきます。

④ 本人の健康状態等について記入いただきます。

⑤ 本人の宿泊・滞在先を記入いただきます。

※ 14日間の滞在先についてご記入ください。

※ 検疫所はLINE同意書を確認し、Yと記入します。

（機内）質問票・LINE同意書の記入



（入国時）質問票・LINE同意書の回収



（入国後）本人の携帯電話にLINEのインストール・友達登録等



本人の携帯電話にLINEによる健康フォローアップ
（チャットor自動音声による確認）



必要に応じ保健所が本人に電話等で確認

※質問票の見本は以下に掲載されております。
<https://www.forth.go.jp/news/20201101.html>
（検疫へは、機内で配布され記入したものをご提出ください。）

I - ② 質問票（国内電話番号をお持ちでない方・日本語対応不可能な方の場合）

質問票の記入例 ※機内で記入いただきます

QUESTIONNAIRE 2020-11-01 EN3F-Front

Outbreak of Novel Coronavirus (2019-nCoV) has been reported around the world. This form is for detecting patients early and contacting persons who might have had close contact with patients. Please fill out correctly and clearly in "ENGLISH" with "CAPS" and "BLOCK LETTERS" and in black or blue ink. Your personal information may be shared with public health center.

① Have you stayed in the following prevalent regions in the past 14 days? If you were staying, please circle it.

② Personal information: NAME, SEX, BIRTH, YEAR, MONTH, DATE, CITY, WARD.

③ Contact information: AIRLINE CODE, NO., SEAT NO., NO., JAPAN, TEL. (If you agree to check your health using the LINE app, please enter the Japanese mobile phone number where the LINE app is installed.)

④ Health status: Have you had any contact with people with symptoms such as fever or cough in the past 14 days? Have you had any symptoms such as fever, cough in the past 14 days? Are you feeling sick? If yes, specify symptoms (A: fever B: Cough C: Fatigue D: Other Symptoms). Are you taking any medications such as antipyretics, cold medicines or painkillers?

⑤ Stay information: Where are you staying in Japan for 14 days? (A: home B: hotel C: another place). Do you have a way to get around without using public transport? Please describe your 14-day stay: Visit duration (month) (day) ~ (month) (day) ~ (month) (day). Hotel name, etc. Telephone No.

Any person who gives false information may be punished according to the Article 36 of the Quarantine Act. (Imprisonment of 6 months or less, or a fine not exceeding 500,000 yen)

Ministry of Health, Labour and Welfare • Quarantine Station

①該当する場合、Yと記入し、滞在地を○で囲みます。

②本人の情報を記入いただきます。

③受入企業・団体の住所、LINEの友達登録等を行う受入責任者の電話番号、受入責任者のメールアドレスを記入していただきます。

④本人の健康状態等について記入いただきます。

⑤本人の宿泊・滞在先を記入いただきます。

健康フォローアップまでのイメージ

（出国前）企業の受入責任者においてLINEのインストール・友達登録本人に対し、左記③に記入すべき住所（郵便番号含む）、携帯電話番号を伝達。

（機内）質問票の記入

（入国時）質問票の回収

（入国後14日間）毎日、受入責任者から担当する入国者全員に健康状態の聞き取り

受入責任者の携帯電話にLINEによる健康フォローアップ（チャットor自動音声による確認）

受入責任者は、担当する入国者に1人でも発症者がいる場合は、「はい：Y」で登録

保健所が受入責任者に電話等で確認

※質問票の見本は右に掲載されております。<https://www.forth.go.jp/news/20201101.html>
（検疫へは、機内で配布され記入したものを提出ください。）

Ⅲ 本邦活動計画書

(2020年10月30日更新)

本邦活動計画書

太線枠内を正確にすべてご記入ください。電話番号については必ず連絡ができる日本国内の電話番号をご記入ください。

1 入园者情報

氏名		性別		生年月日	
国籍			旅券番号		
本国住所					
対応可能官廳					
入国日			出国予定日(●)		

(*) 日本での滞在期間が 90 日未満の場合のみ記入

2 新型コロナウイルス感染症の検査結果待機場所（やむを得ない事情により空港内での待機ができず、受入企業・団体が確保した施設（含：保養所、寮）で待機する場合）

名称	住所	電話番号

3 療育場所（入園後14日間分について記載して下さい。）

※分類：①自宅、②ホテル、③受入企業・団体が確保した施設（含：保養所、寮）、④その他

分類	名称	住所	電話番号

4. ビジネス関係での滞在場所（入国後14日間分について記載して下さい。）

※分類：①オフィス、②工場、③その他（例：検査（自費）を受ける医療機関）

[illegible]

- 本邦活動計画書は、誓約書と共に、渡航者1名につき1枚、作成をお願い致します。
- 本邦活動計画書は外務省HPからダウンロード頂けます
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html
- **計画書の内容に違反した場合、受入企業・団体の名称が公表される可能性があります。**
- 受入企業・団体は、対象者の入国後14日間における全ての滞在場所等について、本邦活動計画書どおりに実施するため必要な管理を行ってください。また、入国後やむを得ない日程変更等によって対象者により同計画書にない行動がとられた場合には、当初の計画の変更内容を記した報告書を、滞在期間が14日間以内となる者については対象者の本邦出国時に、15日間以上の者については対象者の入国後15日目以降に、入国時に本邦活動計画書を提出した検疫所に提出してください。
- 渡航先が非入国拒否対象地域で現地で検査証明を取得しない場合、PCR検査又は抗原定量検査を受ける場所を4. の最初の行に記入してください。

Ⅳ アプリのインストールについて

- 空港での検疫・入国審査時に、接触確認アプリのインストール等を確認させていただきます
- スマートフォンは受け入れ企業等から貸与いただいても問題ありません

①LINE



□ 目的

入国後14日間の健康状態の報告

□ 使用方法

- ①専用のQRコードから厚生労働省の公式アカウントを友達追加
- ②厚労省公式アカウントから、健康状態確認メッセージを送付
- ③LINEで返答

□ 注意点

- ・国内電話番号でない携帯電話（海外SIM）、日本語以外の言語には対応していません。
- ・入国者が国内電話番号の携帯電話を持っていて、かつ日本語を理解できる場合を除き、受入企業・団体の担当者がアプリをインストール、設定の上、入国者から健康状態を聞き取って報告してください。
- ・その場合、機内で入国者に記載いただく「質問票」には、受入企業・団体の住所、LINEアプリの設定が完了した担当者の電話番号・メールアドレスを記載するよう、事前に必ず伝えてください。（P10参照）

②COCOA



□ 目的

感染者との接触情報の確認

※新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受け取ることができます。

□ 使用方法

- ①アプリをインストール
- ②利用規約等に同意
- ③ブルートゥース、接触ログの記録を有効化

③位置情報の保存

□ 目的

位置情報の把握

※入国後14日以内に陽性となった場合、保存された位置情報を保健所に提示いただきます

□ 使用方法

- グーグルマップを「ロケーション履歴がオン」に設定
又は
 - iPhoneの「利用頻度の高い場所」の設定がオンになっているか確認
- ※詳細の設定方法はp.17,18をご覧ください

<注意点>

- 空港での検疫および入国審査時にアプリのインストール・位置情報の保存の有無を対象者の申告等により確認します。誓約違反が判明した際は、受入企業・団体名の公表、本措置の利用停止等の措置をとることがあります。

After your arrival to Japan

Handing over this document to your host company in Japan

LINEを活用した健康フォローアップのお願い (受け入れ企業の皆様へ)

ビジネス目的での往来再開の枠組みを活用して入国・帰国される方には、入国後14日間、LINEアプリを活用した毎日の健康状態の報告をお願いしています。

別紙の通り、**国内電話番号をお持ちかつ日本語対応可能な方が入国される場合には本人のスマートフォンに、国内電話番号をお持ちでない方・日本語対応不可能な方が入国される場合には企業の受入責任者のスマートフォンに、それぞれLINEアプリをインストール・友だち登録等を行っていただいた上で、健康状態の報告をいただくこととなります。**

ビジネスストラック活用企業の皆様におかれましては、上記の仕組みと流れを御理解いただき、入国者本人に対しても御説明をお願いいたします。

①本人または受入責任者のスマートフォンの設定

STEP1

このQRコードを読み取る



STEP2

友だち追加と設定



STEP3

後日、LINEに届く
アンケートへ回答



<通知メッセージの受信設定>



② 具体的な確認方法

- ・ LINE公式アカウントより、本人のスマートフォン（国内電話番号をお持ちかつ日本語対応可能な方の場合）又は企業の受入責任者のスマートフォン（国内電話番号をお持ちでない方・日本語対応不可能な方の場合）宛てに、健康状態の確認のメッセージをお送りします。
- ※ 企業の受入責任者の方からの報告の場合、担当する入国者全員分をまとめて報告してください（例えば、1人でも37.5度以上の発熱のある入国者がいれば、「発熱あり」と回答）。
- ・ 万が一、入国後初回の連絡でLINEアプリでの連絡が取れなかった場合は、お電話により、自動音声で健康状態をお伺いします。

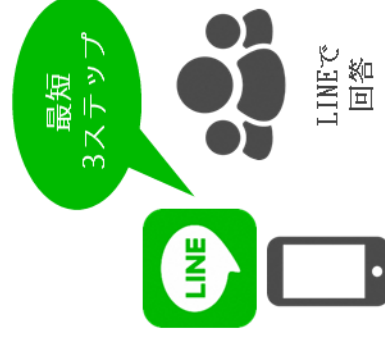
【質問項目】

- ・ 37.5度以上の発熱があるか
- ・ せき、のどの痛み、強いだるさ等があるか

※ この質問では、クレジットカード番号や金銭の授受に関する質問は一切行いません。厚生労働省を装った詐欺にご注意ください。

LINEで10秒、かんたん回答

LINEアプリによる健康状態確認（原則）

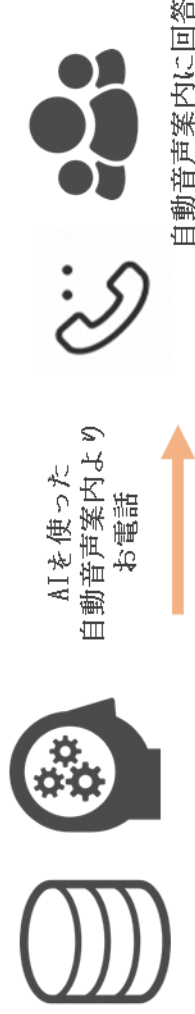


LINEで
アンケート送信



厚生労働省

初回通知をLINEでお送りできなかった場合



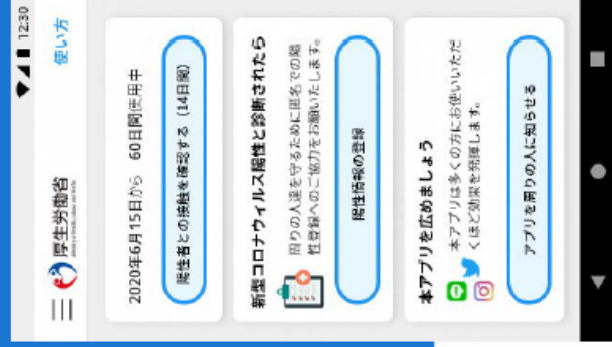
※LINEで友だち登録いただいても、以下のケースに該当する方は電話でのサポートが実施されますのでご注意ください。

- ・ 一部の方には初回のPUSHメッセージを受け取った後に、LINEに登録されている電話番号へSMSによる認証を行います。SMSが受け取れない方、SMSを受け取った後に認証を実施されなかった方。
- ・ PUSHメッセージを受け取った後、翌日9:00までにアンケートにご回答いただけなかった方。

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省 新型コロナウイルス 接触確認アプリ (略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application



* 画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の
感染者と接触した可能性について、通知を受け取
ることができる、スマートフォンのアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォン近接通信機能（Bluetoothス）を利用して、お互いに分からないようブライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末のなかだけで管理し、外にはありません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末のなかのみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※Bluetoothをオフにすると情報を記録しません

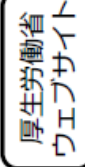
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



ガーグルマップ 位置情報設定方法

STEP1

Androidスマートフォンまたはタブレットで、「Googleマップアプリ」を開きます。



STEP2

「プロフィール写真」または「イニシャルアカウントサークルアイコン」をタップします。



STEP3

「タイムライン」アイコンをタップします。



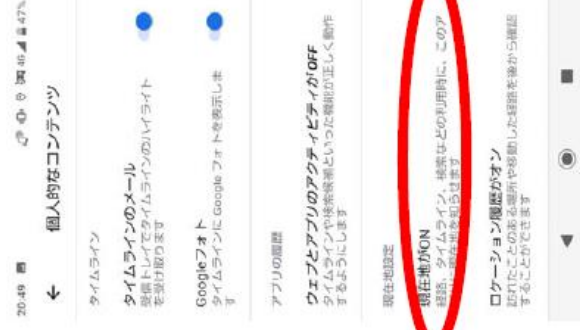
STEP4

その他アイコンをタップし、「設定とプライバシー」をタップする。



STEP5

「現在地がON」になっている「ロケーション履歴がオン」ことを確認します。オンになっていない場合は、ロケーション履歴がOFFになっている場合は、現在地をONにします。



STEP6

「ロケーション履歴がオン」になっていることを確認します。オンになっていない場合は、ロケーション履歴がOFFになっている場合は、ロケーション履歴をONにします。



※電波の状況等により、位置情報の精度等に影響が出る場合があります。

iPhone 「利用頻度の高い場所」 設定確認方法

STEP1
ホーム画面で、
「設定」をタップ



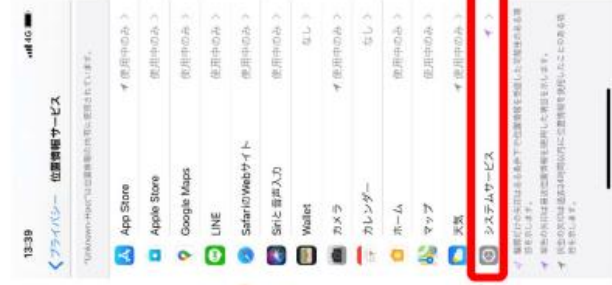
STEP2
「設定」画面から「プ
ライバシー」をタップ



STEP3
「位置情報サービス」
をタップ



STEP4
「システムサービス」
をタップ



STEP5
「利用頻度の高い場所」の
設定がオンになっているか
を確認する



参考
「位置情報サービスとプ
ライバシーについて」



※電波の状況等により、位置情報の精度等に影響が出る場合があります。
※利用頻度の高い場所は、Appleが読み取ることができません。詳しくは、「利用頻度の高い場所」設
定画面に記載の「位置情報サービスとプライバシーについて」をご覧ください。

V-① 現地で取得する検査証明、帰国後ご自身の手配で受検する検査の要件

<現地で取得する検査証明>

COVID-19に関する検査証明
Certificate of Testing for COVID-19

Date of issue _____
交付年月日 _____

氏名 _____ パスポート番号 _____
Name _____ Passport No. _____

国籍 _____ 生年月日 _____ 性別 _____
Nationality _____ Date of Birth _____ Sex _____

上記の者の COVID-19 に関する検査を行った結果、その結果は下記のとおりである。
よって、この証明を交付する。
This is to certify the following results which have been confirmed by testing
for COVID-19 conducted with the sample taken from the above-mentioned person.

採取検体 Sample (下記いずれかをチ ェック/Check one of the boxes below)	検査法 Testing for COVID-19 (下記いずれかをチ ェック/Check one of the boxes below)	結果 Result	①決定年月日 Result Date ②検体採取日時 Sampling Date and Time	備考 Remarks
☐ 鼻咽頭ぬぐい液 Nasopharyngeal Swab	☐ 核酸増幅検査 (real time RT-PCR 法) nucleic acid amplification test (real time RT-PCR)		① ②	
☐ 唾液 Saliva	☐ 核酸増幅検査 (LAMP 法) nucleic acid amplification test (LAMP) ☐ 抗原定量検査 antigen test (CLEIA)			

医療機関名 Medical institution _____
住所 Address of the institution _____
医師名 Signature by doctor _____

An imprint of
a seal 印影

- 検査証明の様式は、原則として所定のフォーマット
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html) を使用し、現地医療機関に記入及び署名（又は印影）を求
めてください。
- 当該フォーマットに対応する医療機関がない場合には、任意の様式の提
出も可としますが、検疫に時間がかかることがありますので御了承ください。
- なお、任意の様式は、（１）人定事項（氏名、パスポート番号、国籍、
生年月日、性別）、（２）COVID-19の検査証明内容（検査手法
（上記フォーマットに記載されている採取検体及び検査法に限る）、検
査結果、検体採取日時、検査結果決定年月日、検査証明交付年月
日）、（３）医療機関等の情報（医療機関名（又は医師名）、医
療機関住所、医療機関印影（又は医師の署名））の全項目が英語
で記載されたものに限りま。

<帰国後に企業の責任下で医師による検査を受検する検査の要件>

検体：鼻咽頭ぬぐい液、唾液

検査法：核酸増幅検査（real time RT-PCR法、LAMP法）、抗原定量検査

医師による「陰性」の判定は必要ですが、検査証明の取得は不要です。受領した検査結果については、企業による健
康フォローアップ期間中（帰国後14日間）はいつでも提示できるように保管してください。また、検査の予約に際して
はTeCOT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）もご活用下さい。

V-② 中国からの帰国・入国の際に必要な検査申告書について

<検査申告書>

医療機関における検査証明書の添付なきものは無効

如没有附上医疗机构交付的证明原件，申报无效

Those without original certification issued from a medical institute are invalid

検査申告書／検査申报书／Declaration of pre-entry testing result

氏名/姓名/Name	英文 / English 和文 or 中文
パスポート番号/护照号码/Passport No.	
国籍/Nationality	
生年月日/Date of Birth	
性別/Gender	☐ 男/Male ☐ 女/Female
採取検体/样本类型/Sample	☐ 鼻咽頭ぬぐい液/鼻咽拭子 Nasopharyngeal Swab ☐ 唾液/Salvia
検査法/Testing for COVID-19	☐ 核酸増幅検査 (RT-PCR 法) nucleic acid amplification test ☐ 核酸増幅検査 (LAMP 法) nucleic acid amplification test ☐ 抗原定量検査 antigen test (CLEIA)
検査結果/Result	陰性 / 阴性 / Negative
決定年月日/采样结果确定时间/Result Date	2020 / /
検体採取日時/采样时间 Sampling Date and Time	2020 / /
交付年月日/Date of issue	2020 / /
医療機関名/医疗机构名称/Medical institution	
医療機関住所/医疗机构地址/ Address of the institution	
上記記載及び別添の検査証明書のとおり、中華人民共和国の認可された医療機関において COVID-19 の陰性証明を受けた旨申告します。 如上述记载及附件的检查证明所示，特此申报本人已取得中华人民共和国认可的医疗机构签发的 COVID-19 阴性检查证明。 As indicated above and in the attached test certificate, I declare that I have received a negative test result of COVID-19 from an authorized medical institution in the People's Republic of China.	
記入年月日/填表日期/Date of Declaration: 2020/ /	
署名 Signature:	

- 「検査申告書」の様式は、原則として所定のフォーマット (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100119502.pdf>) を使用し、現地検査機関で取得した「検査証明」（医療機関印影又は医師の署名が必要）に基づき、記載してください。
- 本邦帰国・入国時に空港の検疫に提出する際は「検査申告書」に「検査証明（原本又は写し）」を添付し提出してください。
ただし、ビジネストラックで中国に入国後7日以内に日本に帰国・再入国する場合は、帰国後に検査を受けて医師による「陰性」の判定を得る（「検査証明」及び「検査申告書」は不要）ことで代替可能です。その場合は、検査結果が出るまで自宅等で待機してください。
- なお、「検査証明」は、（1）人定事項（氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別）、（2）COVID-19の検査証明内容（検査手法（上記フォーマットに記載されている採取検体及び検査法に限る）、検査結果、検体採取日時、検査結果決定年月日、検査証明交付年月日）、（3）医療機関等の情報（医療機関名（又は医師名）、医療機関住所、医療機関印影（又は医師の署名））の全項目が記載されたものに限ります。

V-③ TeCOT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）について

- 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）では、オンライン上で、新型コロナウイルス感染症の検査を受けることが可能な医療機関の検索・予約できるサービスを提供しています。渡航前の検査予約に加え、短期出張者が、感染症危険情報レベル2国以下の国・地域からの帰国後に検査（PCR検査又は抗原定量検査）を受ける場合にも利用可能ですので、ご活用ください。
 - ✓ TeCOTのご利用に当たってはこちらをご参照ください。（<https://www.tecot.go.jp/>）
 - ✓ TeCOTへのログインはこちら（<https://traveler.tecot.go.jp/>）
- なお、帰国後検査の場合は、P.19に記載されている検査の要件を満たす医療機関であれば、TeCOT登録医療機関以外であっても受検が可能です。

TeCOT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）
Testing Center for Overseas Travelers



※正式登録申請随時募集中

新着情報

- 2020年10月8日 TeCOT（海外渡航者向け）の利用を開始しました。
- 2020年10月6日 TeCOTの海外渡航者向けの利用開始について。
- 2020年10月6日 韓国とのビジネスラック・レジデンスラックが始まりました。
- 2020年10月3日 TeCOT参加医療機関向け利用マニュアルを更新しました。
- 2020年9月30日 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）の運用開始について。
- 2020年9月30日 「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を更新しました。（※9月24日(木)までの登録申請分）。
- 2020年9月18日 シンガポールとのビジネスラックが始まりました。
- 2020年9月18日 TeCOT専用ページ開設および登録簿公表について。

海外渡航者の
皆様へ

医療機関の
皆様へ

TeCOTの利用についてのお問合せ先

TeCOTコールセンター
（受付時間：9:00～17:00）

ナビダイヤル：0570-039656
（IP電話等から：03-6830-8027）

E-Mail：
kaigaitokosien-toiawase@meti.go.jp
tecot_jimukyoku@accenture.com

ビジネスで海外へ渡航される皆さまへ

+TeCOT

海外渡航者新型コロナウイルス検査センター (TeCOT) を利用して 医療機関でのウイルス検査をかんたん予約！

TeCOT ってなに？

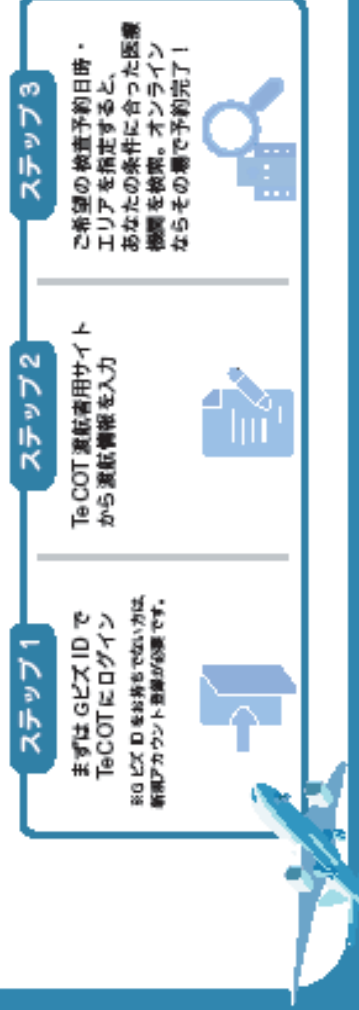
厚生労働省と経済産業省が運営するセンターです。
新型コロナウイルス感染症の検査が可能な医療機関を検索・
比較・スムーズにオンライン予約ができるサービスを提供しています

- 海外への入国時に新型コロナウイルス感染症の陰性証明書の提出が必要な場合、TeCOTを利用して無償で国内の医療機関でウイルス検査予約ができます。
- 渡航先の国名や出発日などの情報を入力するだけで、あなたの条件に合った医療機関が見つかります。
- TeCOTの予約サービスは、当面はビジネス目的の渡航者に限りご利用いただけます。国籍による区別はなく、日本人・在留外国人の方にもご利用可能です。



TeCOT の使い方

ご利用はお手持ちのスマートフォン・パソコンから、かんたん
3ステップ！医療機関の検索・比較・オンライン予約が
24時間365日できます



ご利用は
こちらから！



TeCOT
海外渡航者用
サイト

+TeCOT

海外渡航者新型コロナウイルス検査センター (TeCOT)
専用ページ (海外渡航者向け)

TeCOT

TeCOTコールセンター
(受付時間: 9:00-17:00)

渡航者用ナビダイヤル: 0570-039656
(IP電話等から: 03-6830-8027)

医療機関ナビダイヤル: 0570-028117
(IP電話等から: 03-6830-8026)

https://www.mti.go.jp/policy/investments/tecot/tokousha/tecot_kaigaitokousha.html

ご利用に際して、お読みください



よくあるご質問と回答

Q1. 日本人に対する各国・地域の入国制限措置とは、何でしょうか。

A1. 国、地域によっては、日本からの渡航者や日本人に対して入国禁止等の制限措置をとっています。詳細については、外務省海外安全ホームページをご確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf/history_world.html

Q2. 旅行目的で渡航する場合、オンライン検査予約システム (TeCOT) の利用は可能でしょうか。

A2. ご利用できません。当面はビジネス目的の渡航者に限りご利用いただけます。

Q3. ビジネスで海外へ渡航する場合、必ずオンライン検査予約システム (TeCOT) から検査予約をする必要があるのでしょうか。

A3. TeCOTの利用は必須ではありませんが、TeCOTによりスムーズに検査予約をすることができます。

Q4. オンライン検査予約システム (TeCOT) を利用する場合は、どのような事前準備が必要ですか。

A4. ① インターネットに接続可能なパソコン・スマートフォン・タブレット

② GビズID (ID / パスワード)

③ 国際線航空券情報

Q5. GビズID とは何でしょうか。どうすれば取得できますか。

A5. 複数の行政サービスを1つのアカウントにより利用することのできる認証システムで、政府が運用しているものです。GビズIDには3種類 (gBizID エントリー、gBizID プライム、gBizID メンバー) あり、法人・個人事業主はどのIDでも本サービスを利用することができます。また、GビズIDの取得・利用は無償であり、gBizID エントリーは即日発行が可能です。GビズIDの取得方法は、以下リンク先のGビズIDのHPをご参照下さい。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

Q6. 検査予約は、どのような方法で申し込みますのでしょうか。

A6. 電話予約又はオンライン予約にて、検査予約の申し込みが可能です。

Q7. オンライン検査予約システム (TeCOT) の詳しい利用方法は、どこで確認できますか。

A7. 経産省公式ホームページに、TeCOT 渡航者等向け利用マニュアルをご用意しております。

こちらをご参照下さい。

https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/pdf/manual_kaigaitokousha.pdf



注意事項

- 濃厚接触者と判断されたり、発熱がある等、新型コロナウイルスの感染の懸念がある場合の検査については、厚生労働省が公表する方針に則った対応をしてください。
- 渡航先国の検査要件・証明書の提示要件の最新情報については、ご自身で外務省のWebサイト・渡航先政府又は駐日在外公館のWebサイト等をご確認ください。
- TeCOTは渡航者等と参加医療機関との間の検査予約契約の締結について支援を行うサービスでありご予約時は各参加医療機関のキャンセルポリシーや予約時の注意事項をご自身でよくご確認ください。



+TeCOT

海外渡航者新型コロナウイルス検査センター (TeCOT)
専用ページ (海外渡航者向け)



TeCOTコールセンター

(受付時間 : 9:00~17:00)

渡航者等ナビダイヤル : 0570-039656

(IP電話等から : 03-6830-8027)

医療機関ナビダイヤル : 0570-028117

(IP電話等から : 03-6830-8026)

https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/tokousha/tecot_kaigaitokousha.html

V-④ 相手国へ渡航する際に必要な検査証明について

※12月22時点。最新の情報は下記の外務省 HP に各国の在京大使館及び各国に所在する日本大使館 HP 関連ページのリンクを掲載していますので、ご参照ください。（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html）

	シンガポール	韓国（査証申請の際に提出）
検査証明 フォーマット	フォーマットの指定はありません。	フォーマットの指定はありません。
検査手法	Real-time RT-PCR検査	Real-time RT-PCR検査
検査証明の 条件	日本出国前72時間以内に検査を受け、発行されたもの。	査証申請前48時間以内に発給されたもの。
受診可能な 医療機関	「 新型コロナウイルス検査証明機関登録簿 」に記載の医療機関に限る。	医療機関の指定はありません。
検査証明 記載事項	生年月日、性別、国籍 パスポート番号 検体採取日時 検体採取機関 検査方式（Real-time RT-PCR検査に限る） 検体採取方式（鼻咽頭、唾液） 結果 結果決定年月日 医師氏名、医籍登録番号、署名 証明書発行年月日 医療機関名、住所、連絡先電話番号、印鑑	生年月日、性別、国籍 パスポート番号 検体採取日時 検体採取機関 検査方式（Real-time RT-PCR検査に限る） 検体採取方式（鼻咽頭、唾液） 結果 結果決定年月日 医師氏名、署名 証明書発行年月日 医療機関名、住所、連絡先電話番号、印鑑

V-④ 相手国へ渡航する際に必要な検査証明について

※12月22日時点。最新の情報は下記の外務省 HP に各国の在京大使館及び各国に所在する日本大使館 HP 関連ページのリンクを掲載していますので、ご参照ください。（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html）

	ベトナム	中国
検査証明 フォーマット	フォーマットの指定はありません。 在ベトナム日本大使館HPに使用可能なフォーマットを掲載していますので、ご参照ください。	中国大使館・総領事館指定のフォーマットが必要です。 フォーマットは中国大使館・総領事館が指定した検査機関が保有しています。
検査手法	Real-time RT-PCR検査	Real-time RT-PCR検査及び血清抗体IgM検査
検査証明の 条件	ベトナム入国3～5日前までに検査を受け、発行されたもの。	航空機搭乗前2日以内に受検したもの。
受診可能な 医療機関	「 新型コロナウイルス検査証明機関登録簿 」に記載の医療機関に限る。	在日中国大使館・総領事館が指定した医療機関に限る。 （在京中国大HPに一覧を掲載）
検査証明 記載事項	渡航者氏名、年齢（生年月日）、性別、国籍、 パスポート番号 日本での住所 ベトナムでの住所 医療機関名 検体接種日、検査日 検査方式（Real-time RT-PCR） 検体採取方式（鼻咽頭のみ） 結果 入国予定日 陰性証明書の発行日 ※検査を受けた医療機関の有効な印鑑と署名が必要 ※英語又はベトナム語での記載が必要	氏名 パスポート番号 国籍 生年月日 性別 連絡先（中国／日本） 検査方式（Real-time RT-PCR検査及び血清抗体IgM検査） 検査結果 検体採取日 医療機関名 医療機関住所 医療機関電話 医師名 ※中国大使館・総領事館の指定フォーマットが必要。

VI 保険加入

- 本邦入国時に、滞在期間をカバーする民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）又は日本の公的医療保険に加入する必要があります。

● 趣旨

入国後、無保険状態で不慮の病気・事故により、本人に高額な医療費負担が生じることは、本人にとっても医療機関にとっても大きなリスクとなるため、入国時に、民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）に加入していることを必須とするものです。※新型コロナウイルス感染症の治療費を補償することが目的ではありません。

● 加入すべき保険の種類

＜民間医療保険＞

入国者が加入しているクレジットカードに附帯しているもの、出国前に旅行代理店経由で加入するもの等、様々なものがあります。そのほか、日本政府観光局のホームページや、在外公館・上陸審査場で案内している旅行保険の活用も考えられます。（日本政府観光局HP：https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/ov_travel_insurance.html）

＜公的医療保険＞

健康保険や国民健康保険などがあります。（入国時点で日本の公的医療保険に加入している場合は、民間医療保険への加入は不要です。

● よくある質問

Q： 保険への加入は、本邦への入国後でも構わないのでしょうか。

A： 入国前に加入いただくことが前提ですが、やむを得ない事情がある場合、空港内など本邦到着直後に加入してください。

Q： 保険への加入手続きのために外出する場合、「14日間の自宅等待機」義務に違反することになるのでしょうか。

A： 外出を要することにならないよう、出国前やオンラインでの加入をお願いします。

Q： 保険への加入を証明する書類の提出は必要でしょうか。必要な場合、どのような書類を用意すればよいのでしょうか。

A： 保険証券等を確認させていただくことがあります。また、事後的に入国時（または入国直後）に未加入であったことが発覚した場合には、「誓約書」違反となり、受け入れ企業・団体名の公表、本措置の利用禁止等の措置をとることがあります。

1. 制度の概要

2. 必要書類等

3. 留意事項等

留意事項

- 新型コロナウイルス感染症の全世界的な流行が続いている中、例外的に行われる措置であることに鑑み、企業・団体の皆様には特に次の点について御理解、御協力をお願いします。
- 本措置については、例外的に出入国が認められた邦人帰国者、外国人入国者に対する必要な防疫上の措置について受入企業・団体が責任を持つ制度であることを御理解ください。その一環として、対象者本人が受入企業・団体に、LINEアプリによる健康状態の確認にご協力いただく他、対象者本人が接触確認アプリ・地図アプリを導入したスマートフォンを保有し、逐次位置情報を記録いただくことも求められます。また、対象者が持参すべき必要書類については、入国時の問題を避けるためにも、企業・団体に適切に指導・管理をお願いします。誓約違反等が起こった場合は、当該企業・団体名が公表される他、本件措置の利用が今後認められない可能性があります。

関係省庁の問い合わせ先等

- [よくある問い合わせ](#)
- 本邦入国時の空港での入国審査について
法務省出入国在留管理庁 出入国管理部 審判課
電話：03-3580-4111（内線4446・4447）
- 本邦入国のための査証関連の手続きについて（対象国・地域への渡航のための査証関連のお問い合わせは各国・地域の在京大使館等にお問い合わせください。）
外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション（ビザ申請に関する相談）
電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）
（注）一部のIP電話からは03-5363-3013
- 各種防疫措置（14日間待機、公共交通機関不使用、接触確認アプリ、地図アプリを通じた位置情報の保存）や民間の医療保険の加入に関するお問合せは、下記の連絡先にご連絡ください。
厚生労働省の電話相談窓口
電話：0120-565653
各種防疫措置（健康フォローアップ、空港検疫における検査等）について
厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課 検疫所業務管理室
電話：03-5253-1111（内線2468）
[厚生労働省：水際対策の抜本的強化に関するQ&A（厚生労働省HP）](#)
- 外国人技能実習制度について（国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に係る手続きを除く）
※ 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に関連した外国人技能実習制度についてのよくあるご質問については、
[外国人技能実習機構のHP](#)に掲載されている「技能実習生がレジデンストラックを利用して入国する場合に関するよくあるご質問」をご確認ください。
- 企業からの一般的なご相談について（防疫措置や手続きの詳細運用、技能実習、特定技能に関する詳細運用等を除く）
経済産業省 水際対策担当
電話：03-3501-1511（内線2944）（受付時間 9時30分～18時15分）
- 航空便について
国土交通省 航空局 危機管理室
電話：03-5253-8700